

1978年9月25日

伊方原発訴訟を支援する会 (連絡先: 〒530 大阪市北区西天満4-9-5 第1神明ビル)
藤田法律事務所内 Tel. 06-363-2112, 口座大阪 48780

2 号 炉 訴 訟

裁判官忌避で松山地裁の姿勢を問う

さる9月11日午前10時より、2号炉訴訟の第1回公判が開かれた。あの悪評高い柏木判決の日から五ヶ月がすぎ、また長い闘いの一歩が踏み出された。

前夜の雨もあがり、7時すぎから傍聴の人たちが集まりはじめた。それとほぼ同時に裁判所職員も5・6人あられ、机や掲示板の位置を、あちこち動かしている。正に役所仕事とはこのことであろう。柏木所長の教育がいきとどいてるのであろうか。

8時半ごろから、原告・住民の方々も集まれ、裁判所前に小さな輪がいくつもできあがった。原告・住民の方々の顔には柏木判決における暗さはなく、どの顔にも笑いがもれ、これからの裁判への強い決心がうかがわれる。9時すぎより裁判に向けての決起集会が行なわれた。原告住民・労組の人々から力強い決意が述べられた。

いよいよ10時より公判のはじまりである。何度行ってもあの雰囲気はいやなものである。左側には原告の人たちが20名余並び、右側にはエリートでありますといわんばかりの無表情な被告代理人が並ぶ。正面には三人の裁判官がこれまたすました顔で並ぶ。次に報道陣による記念写真があり、やっとはじまった。

裁判官は第1回はそれぞれの側からの訴状と答弁書の提出で終る予定であったのだろう。しかし原告側は、はじまるやいなや、裁判官忌避を申立てた。広野房一さんが忌避の理由をたんたんと、しかし力強く述べた。次に西園寺秋重さんが、裁判長の意図と反して矢つぎばやに、「裁判の公平」を訴えた。忌避された裁判官は「立木裁判」において、原告の訴えを原告が伊方原発に反対しているという理由で却下した岩谷憲一である。この裁判官もあらためて原告住民側の力強さにおどろいたのであろう。顔色もなく、うつぬきかげんに退廷した。このような予断と偏見を持った裁判官にさばかれるのでは、だれでもたまったものではない。この裁判官忌避の問題を審査する松山地裁(柏木が判断をくださるのであろうか?)に注目していきたいものだ。

裁判終了後、裁判の報告と原告住民の決心が報告された。その後、今後の裁判の進め方、運動の方針が議論された。

いつ原告の人たちと会っても思うことであるが、どこにあの力強さがあるのだろうか。今の若者たちがなくした情熱をもっている。もうすでに10年以上の長い闘いであるのに、くじけることなくこれからも続けていこうと

する心いきには、頭が下がる思いがする。また、この2号炉裁判では、原告自らで訴訟手続を進める本人訴訟として、裁判を続けていくとする原告の人たちに、私たちにもわかるような裁判を行ってくれることを期待したいと思います。2号炉訴訟での原告らの奮闘を目のあたりにして、また松山に通い続けそのような気がする。(阪大 かがわ)

当日原告団が提出した「裁判官忌避申立書」の全文は次頁に掲載してあります(事務局)

豊前火力原告団が激励

九州電力の豊前火力発電所の建設差止めを請求して裁判で斗っている住民原告団を代表して、作家の松下龍一さんが、2号炉訴訟初公判を支援するためかけつけてこられました。豊前の裁判も、本人訴訟で斗い続けてきていることでよく知られています。

松下さんは、その裁判斗争の経験から、つらいことや困難なことも多いが、全くのしろうとという立場をフルに生かしてやれば、案外に途は開けると、2号炉の原告の人たちを激励しました。そして、裁判所の云うことに、ついすっかり「ハイ」と答えると、先方のペースにまきこまれてしまうから、何でも、納得いくまで問い正すことを忘れないこと、さらに、裁判所にどんどん働きかけていくことは必要だが、長い間に“情を通わず”といった状態に落ちこみ易いことには十分注意してほしい、など、具体的な指摘に、原告ら住民の人たちがうなずいて聞いておられたのが印象的でした。

2号炉原告団では、各地の皆さん方が、公判の傍聴に参加し、いろいろ助言を与えて下さることを期待しています。(Q)

国側ようやく「答弁書」提出

1号炉では、国側は、訴状に対する答弁書を、提訴後2ヶ月足らずで提出し、その後、第1回公判期日がきめられた。ところが2号炉訴訟では、答弁書の提出もないままに、さきに公判期日がきめられるといった有様で、国側の誠意のなさが目立っていた。初公判の間際に、国側は、ようやく答弁書を提出してきた。それは次次頁以下に掲載した内容のものであるが、国側の横柄な態度まる出しといった、ひどいものである。

あつかましくも国側は、柏木判決さえ認めざるを得なかった原告としての適格性も否定し、原告らの訴えの却下を求めている。伊方について提訴された東海や福島の裁判で、国側が頑強に原告不適格の主張を持出して、いまだに本格的な審理に入るのを妨害している。こうしたことから、伊方2号炉についても、国側は面子にかけても適格論争をいどんでくるであろうことは予想されていた。柏木判決については一言もふれずに、恥も外聞も忘れたかのように繰り返す原告不適格の主張の中に、「判決なんかクソくらえ、どうせ裁判所は権力の味方」といった態度が浮きぼりにされている。

そして一方では、原発設置許可行為が行政の自由裁量であるとの国の主張を、認めたような認めなかったような、法学者さえ首をかしげている柏木判決を、さも国の主張を全面的に認めたもののように引用して、はばかりなのである。判決と権力の間で以心伝心ぶりは見事というほかない。(10頁に続く)

裁判官忌避申立書

原告 川口寛之
他 32名
被告 内閣総理大臣
福田 赳夫

右、当事者間の御庁、昭和53年(行)ウ第二号、伊方発電所原子炉設置変更(二号炉増設)許可取消請求事件について申立人等は次のとおり裁判官岩谷憲一について忌避の申立をする。

昭和53年9月11日

右申立人(原告)広野房一
他 32名

(申立人の表示は別紙のとおり)

松山地方裁判所民事部御中

申立の趣旨

松山地方裁判所、昭和53年(行)ウ第二、伊方発電所原子炉設置変更(二号炉増設)許可取消請求事件について、裁判官岩谷憲一に対する忌避は理由あるものと認める、との決定を求める。

申立の理由

一、申立人等を原告とし、内閣総理大臣福田赳夫を被告とする伊方発電所原子炉設置変更(二号炉増設)許可取消請求事件は、松山地方裁判所民事第二部において昭和53年(行)ウ第二号事件として、裁判官渡辺貢・松野勉・岩谷憲一担当により審理中である。

二、ところで岩谷裁判官は、さきに、申立人広野房一・西園寺秋重を原告とし、四国電力株式会社を被告とする、昭和51年(ワ

第93、第94号第三者異議請求事件の担当裁判官として、昭和53年6月27日、判決を行った。

三、岩谷裁判官はこの判決のなかで、被告四国電力株式会社が自ら、地主が立木の転売をしたことを認め、公言しているにもかかわらず、そのことには全くふれようともせず、原告等が古くから世間一般で通用している方法で、地主等と正当な取引によって、契約をしていることを認めないばかりか、原告が原発反対運動をしている故をもって、この契約が仮装であると断定し原告の信用を著しく傷つけたのである。原発反対運動を行う者に対し、裁判でもっとも恐るべき予断と偏見をもって、判決を行ったことが十分伺えるものである。

四、(三)のように原発反対運動を行う者に対し、予断と偏見をもって裁判を行った経歴を有する岩谷裁判官が、この昭和53年(行)ウ第二号、伊方発電所原子炉設置変更(二号炉増設)許可取消請求事件の担当として、果して公正に予断と偏見を排し、裁判を行うことが出来るであろうか、私たちは断じて出来ないと思っております。私たちはひたすら地域社会の平和と、そこに住んでいる者として、現在及び将来にわたり、生命と健康の安全をねがい、裁判に提起したのでありますが、それはひとえに裁判所と裁判官の公正を信じているからであります。

しかし右のような事情のある限り、私たちは裁判のはじめから不安と疑惑にみちた裁判を強いられることになり、とうてい容認

できないものであります。

疎明方法

五、そこで申立人等は裁判官岩谷憲一に対し
てこの忌避の申立てをいたします。

一、昭和51年(ワ)第93, 94号第三者異
議請求事件 判決書1通 以上

2 号 炉 訴 訟

被告国側の「答弁書」

(「訴訟ニュース」58号の「訴状」と対比して読んで下さい。事務局)

昭和53年(行)ウ第二号

伊方発電所原子炉設置変更(二号炉増設)

許可取消請求事件

原告 川口寛之

ほか32名

被告 内閣総理大臣

昭和53年9月11日

被告指定代理人

渡辺剛男

岩淵正紀

早川奎

斉藤明

麻田正勝

下元敏晴

岩部承志

山本喬久

平岡 轟

今井寿二郎

早川正彦

奥井幸信

谷川和郎

大森勝良

広瀬研吉

富田祐介

松山地方裁判所民事第二部 御中

目次

(本案前の答弁)

一 答弁の趣旨

二 理由

(本案の答弁)

一 請求の趣旨に対する答弁

二 請求の原因に対する答弁

(被告の主張)

一 本件訴訟の審理について

二 本件許可処分に至る経緯

三 本件許可処分の適法性

1 一号適合性

2 二号適合性

3 三号適合性

4 四号適合性

(一) 本件原子炉の設計における安全性
の確保

(1) 自然条件に対する配慮

(2) 異常状態の発生防止

(3) 異常状態の拡大防止

(4) 安全防護設備の設置

(二) 本件原子炉の放射性物質の放出管
理における安全性の確保

(1) 一次冷却水中の放射性物質の発
生の抑制

(2) 放射性物質の処理

(3) 放射性物質による周辺公衆に対
する被曝線量の評価

(三) 万一の事故に備えての立地条件

(本案前の答弁)

一 答弁の趣旨

本件訴えを却下する

訴訟費用は原告らの負担とする
との判決を求める。

二 理 由

原告らは、以下の理由により、伊方発電所二号炉（以下「本件原子炉」という。）の設置に係る許可処分（以下「本件許可処分」という。）の取消しを求める原告適格を有しない。

1 原告らが本件原子炉の平常運転に伴う放射線被曝及び原子炉事故による「被害」をもって本件許可処分の取消しを求める原告適格を基礎付けようとしていることは明らかである（請求原因第一項）。

しかし、原告らが主張する「被害」は、百歩譲って万が一にもそれが発生する可能性があるとしても、原子炉の運転に伴って発生する可能性があるというにすぎず、事柄の性質上本件許可処分の直接の結果として生ずるものではない。本件許可処分があっても原子炉の運転に至らなければ、原告らがいう「被害」は発生する余地は全然ないのである。しかも、原子炉設置許可処分は申請人に対して原子炉を設置することのできる法的地位を付与するものではあるが、それによって直ちに原子炉の建設又は運転を申請人に可能にするといった性質のものでもない。申請人において原子炉の設置又は運転に至るまでには、後続する原子炉施設に関する設計及び工事の方法についての認可（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）二七条、電気事業法四一条）、又はそれに加えて原子炉施設の工

事及び性能についての使用前検査（原子炉等規制法二八条、電気事業法四三条）等一連の行政処分を経ることを要するのであって、そのそれぞれの段階において原子炉等施設の安全性を含む当該段階における固有の審査事項の審査にパスして初めて原子炉の設置又は運転が可能となるのである。したがって、本件許可処分が存在することによって、原告らの主張するような「被害」発生の可能性が具体化し、顕在化しているとするは余りにも短絡的な立論であって、事柄の性質上そのようにいうことはできないのである。

また、これを原子炉設置許可処分の効果の面からみるならば、原子炉設置許可処分は、前述のとおり、申請人に対して原子炉を設置することのできる法的地位を付与するものにすぎないのであって、それ自体は周辺住民に対して何ら損害ないし不利益を与えるものではない。そもそも、原子炉設置許可処分は、放射線被曝による周辺住民の被害を当然予定しているといったものでないことはもちろんのこと、周辺住民に対し、その生命、身体、財産に関する権利利益を法的に制限し、危険の受忍を強制するものではなく、この面においての公定力を有するものではない。

したがって、本件許可処分と原告らが主張する「被害」との間には直接の法的結びつきがないことは明らかである。原告らが本件許可処分に後続する一連の行政処分及び申請人においてする原子炉等の設置及び運転の各行為を一切捨象して、本件許可処分があれば当然に「被害」が発生するかのごとく主張し、それをもって周辺住民の原告適格を基礎付けようとするのは、誤りであるといわなければならない。

2 原告適格を基礎付ける事実については、具体的に主張、立証がなされることを要し、原告が当該行政処分によって何らかの損害ないし不利益を受けるかもしれないことをばく然と主張するだけでは足りない。これを原子炉設置許可処分の取消しを求める原告適格についていえば、原子炉の運転による、観念的な万に一の被害の可能性をばく然と主張するだけでは足りない。

ところが、原告らは、本件原子炉の運転による「被害」あるいはその蓋然性があるとする具体的な根拠を何ら示してはいない。この点からも原告らの原告適格は否定されるべきである。

(本案の答弁)

一 請求の趣旨に対する答弁

原告らの請求を棄却する

訴訟費用は原告らの負担とする

との判決を求める。

二 請求の原因に対する答弁

第一項

原告らが主張の場所に居住することは認め、その余は争う。

第二項

認める

第三項

第一段 我が国及び諸外国において、一部国民が原子力発電所の建設に反対していること、アメリカ、フランス及び西ドイツにおいて裁判所の決定が原子力発電所の一時建設中止を招来した事例が一部に存すること、原告らが伊方原子力発電所の建設に反対していることは認め、その余は争う。

第二段 一部の原子炉で燃料棒の一部に折損、曲りが生じたことは認め、その余は

争う。

第三段 アメリカで比較的低線量の被曝でもガンの発生率上昇に寄与するとの一見解が発表されたことは認め、その余は争う。

第四段 争う。

第四項

冒頭の部分 原告らが伊方発電所一号炉及び本件原子炉の設置許可手続に直接関与していないことは認め、その余は争う。

一 争う。

二 原子炉設置許可手続において、原子力委員会が、原子炉安全専門審査会（以下「審査会」という。）の厳正、公正な安全審査に基づいて、許可基準の適用につき被告に答申するものであることは認め、その余は争う。

三 本件原子炉が昭和50年3月17日第66回電源開発調整審議会の議を経た上電源開発基本計画に組み入れられたこと、昭和50年5月30日の本件許可申請以後本件許可処分に至るまでは原告ら主張のような手続を経たことは認め、その余は争う。

四 本件許可処分に際し温排水の熱的影響について審査を行っていないことは認め、その余は争う。

五 第一段 安全審査がそれにたずさわる者の科学的良心に従い、厳正に行われるべきであることは認め、その余は争う。

第二段 争う。

第三段 被告が審査資料を公開したこと、本件許可処分後原告らが被告に対し本件原子炉敷地の前面海域の海底凹地地形（原告らのいう「トイ」）に対するボーリング調査を要求し、それが断られたこと、原告らが衆議院に対し右ボーリング調査の実施を請願したことは認め、その余は争う。

第五項

一 本件許可処分に係る安全審査報告書（以下「安全審査報告書」という。）に、本件原子炉の平常運転による周辺公衆の被曝線量は現行法令の定める許容被曝線量を十分下回っている旨の記載があること、我が国の原子炉の周辺監視区域（原子炉の設置、運転等に関する規則一条七号及び七条参照）外の許容被曝線量は、「原子炉の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、許容被曝線量等を定める件」（昭和35年9月30日科学技術庁告示第21号、以下「許容被曝線量等を定める件」という。）二条によって一年間につき0.5レムとされていることは認め、その余は争う。

二 安全審査報告書に原告らが引用するような記載があること（ただし、原文では第一文と第二文は連続していない。）、原子炉の平常運転時に放出された放射性物質の被曝によってその周辺のムラサキツクサの遺伝子に異変が起これるとする一見解が発表されたことは認め、その余は争う。

三 本件安全審査に際し温排水の熱的影響について審査していないことは認め、その余は争う。

四 冒頭の部分 地震、地すべり、断層に関する事項が原子炉の立地の適合性の判断に際しての重要な要因であること、「原子炉立地審査指針およびその適用に関する判断のめやすについて」（昭和39年5月27日原子力委員会決定、以下「立地審査指針」という。）に原告ら引用の記載があること、アメリカのマリブ、ボドガの原子力発電所の建設が中止されたことは認め、その余は争う。

(1) 安全審査報告書及び原告ら主張

の文書に原告らが引用するような記載ないし文言があること自体は認め、その余は争う。

(2) 本件原子炉の敷地が地震予知連絡会の指定した特定観測地域の範囲内にあること、本件原子炉敷地先の近距離の海底に原告らが「トイ」と呼ぶ凹地地形が確認されていること、その部分についてボーリング調査が行われていないことは認め、その余は争う。

五 1 昭和52年2月、3月に福島原子力発電所と島根原子力発電所の一部原子炉の圧力容器のノズル部（配管との接合部）にヒビ割れが生じていたのが認められたこと、西ドイツのウィール原子力発電所に係る訴訟において圧力容器の安全上の問題を理由に原告側勝訴の判決がなされたことは認め、その余は争う。

2 本件原子炉が加圧水型原子炉であること、加圧水型原子炉の蒸気発生器においては、直径約2センチメートルの金属性細管（伝熱管）の中を高温の一次冷却水が流れ、右細管の外側を流れる二次冷却水に熱を伝達する仕組みとなっていること、本件安全審査の立地評価において、蒸気発生器伝熱管破断事故が一次冷却材喪失事故とともに重大事故及び仮想事故として想定されていること、美浜一号炉、アメリカのポイントビーチ原子炉など一部の原子炉において右細管の損傷が発生したことは認め、その余は争う。

3 本件原子炉において使用される燃料棒の形状、構造がおおむね原告らの主張のとおりであること、平常運転時にごく少数の燃料棒（全部で約2万本存するうちのごく一部）の更にごく一部分（少数のペレットの中心部分）が摂氏約2000度に達すること、ジルカロイ（正確にはジルカロイ-4）の融点

が摂氏約1900度であること、運転中における燃料被覆管の温度が摂氏約350度であること、従来燃料棒について「曲り」や「ピンホール」等が発生したこと、昭和48年に美浜一号炉で燃料棒の折損が生じ、当初それが公表されなかったことは認め、その余は争う。

4 一次冷却材喪失事故時における緊急炉心冷却装置（以下「ECCS」という。）の役割が原告ら主張のようなものであること、ECCSの有効性が実際の原子炉で事故状態を起こさせた実験によっては直接確かめられていないことは認め、その余は争う。

6 本件原子炉の運転によって生ずる放射性廃棄物のうち、一部は気体又は液体放射性廃棄物として外部に放出され、残りは固体廃棄物としてドラム缶に詰める等して保管されることは認め、その余は争う。

7 安全審査報告書では仮想事故時における炉心の状態について言及されていないことは認め、その余は争う。

（被告の主張）

一 本件訴訟の審理について

1 現在原子力発電をめぐる種々の議論が存することは事実であり、それらの議論が一般には、それにふさわしい場において今後十分討議され、内容的にも一層深められるべきことは否定できないところである。しかし、本件の議論の場は法廷であるから、そこにふさわしい論点を整理し、それに即した議論のあり方を考える必要がある。そのためには、まず、本件訴訟が典型的には典型的な取消訴訟であることを認識すべきである。すなわち、本件訴訟においては、訴訟要件の有無及び本件許可処分の違法事由について審理すべきであり、また、それで足りるのである。

取消訴訟の訴訟要件に関して最もひんぱんに問題となる点が、いわゆる処分性の問題と原告適格の問題であることは周知のところであるが、原子炉等規制法の関係規定、原告らの主張に照らすと、原告らが本件許可処分の取消しを求める原告適格を有するかは、既に指摘したとおり、極めて疑問であり、まずもってこの点が検討されなければならない。そして、次に、本件許可処分の違法事由に係る主張の整理が行われるべきであろうが、原子力発電に関する一般的論評、政策論ないし立法論に類する議論は直ちに違法事由と結び付くものでないことはいうまでもない。例えば、原告らは、たとえ微量な放射線であっても、それを放出する原子力発電所は絶対につくるべきでないと主張し（訴状15ページ）、これは現在の世界中のすべての原子力発電自体を否定する考え方であるが、原子力発電の当否自体を法廷で議論しても意味がない。

2 本件許可処分の違法事由に係る主張を整理するには、原子炉設置許可処分の法律上の位置付け、性質を理解する必要がある。

発電用原子炉には、原子力施設としての面と電気工作物としての面との二つの面がある。法の規制もこの二つの面について行われている。すなわち、原子力施設としての面については原子炉等規制法に基づく規制を受け、電気工作物としての面については電気事業法に基づく規制を受ける。そして、原子炉等規制法に基づく規制は、当然、原子力施設固有の事項に限られる。

更に、原子力施設固有の事項がすべて原子炉設置許可処分の際に審査されるものではない。すなわち、原子炉等規制法は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用を五つ

の事業、すなわち、製錬、加工、原子炉の設置・運転等、再処理及び使用に区分して、それぞれについて別個に規制を行う構造となっている。例えば、原子炉の使用済燃料の再処理については、原子炉設置許可処分とは別に、同法44条以下において規制される。

しかも、原子炉固有の事項であっても、そのすべてが原子炉設置許可処分の際に審査されるのではなく、細部にわたる具体的なしは実際上の技術的事項については、既に述べたように、工事計画の認可、使用前検査などの一連の規制手段が存するのである。

以上要するに、原子炉設置許可処分の際しての安全審査の対象は、原子炉固有の事項であり、かつ原子炉の基本設計に係る事項に限られるのである。例えば、原告らの提起する温排水の熱的影響の問題は、温排水が火力発電所あるいは他の産業施設からも放出されることから明らかなように、原子炉固有の事項ではなく、審査の対象とはならない。また、原告らの危ぐする防災計画の問題も本件許可処分とは直接の関係はない。

3 原子炉設置許可処分は、内閣総理大臣の高度の政策的、専門技術的判断に係るものであって、行政事件訴訟法30条にいう裁量処分に当たることは明らかであり（松山地裁昭和53年4月25日判決・判例時報891号358ページ）、右の判断に裁量権の濫用、逸脱があるといえるような明白な不合理がない限り、右許可処分が違法として取り消されることはない。したがって、原告らは、本件許可処分の際しての判断に右のような明白な不合理があることを裏付ける具体的事実を示すべきであり、それをせずに、原子力発電をめぐる種々の議論のいわば白黒を直ちにつけ

ることを裁判所に対して要求すべきでない。例えば、ECCSの有効性自体について直接の判断を求めるべきでない。

4 また、原告らは本件許可処分の手続的違法性についていくつかの主張をしているが、右の違法性の有無についての判断は、原子炉等規制法及びその関係法令の具体的規定に基づきなされなければならない。しかるに、原告らの主張は、実定法規の条項から遊離した独自の議論に属するものが多い。特に、原子力基本法2条に定めるいわゆる原子力三原則は、原子力の研究、開発及び利用に関する基本的精神ないし基本方針の宣言であって、個々の原子炉設置許可手続を直接規律するものではない。

二 本件許可処分に至る経緯

本件許可申請から本件許可処分に至るまでの経緯は、次のとおりである。

1 四国電力株式会社（以下「四国電力」という。）は、昭和50年5月30日、被告に対し、原子炉等規制法26条1項に基づき、本件原子炉の設置に係る許可（原子炉設置変更許可）申請をした（なお、四国電力は、昭和52年1月20日、申請書及び添付書類の一部を補正した。）。

2 右申請を受けた被告は、同年6月10日、24条2項に基づき、原子力委員会に対し、右申請が24条1項各号に適合しているか否かについて諮問した。

3 右諮問を受けた原子力委員会においては、同日、委員長が原子力委員会設置法14条の2第2項に基づき、審査会に対し、本件許可申請の原子炉に係る安全性に関する事項を調査審議するよう指示した。これを受けた審査会は、同月16日、右事項の調査審議の

ため、審査会の中に第121部会を設置した。

4 第121部会は、同年9月10日から昭和52年2月15日まで、48回にわたって、前記事項を調査審議し、この間、適宜審査会に審査状況を報告して協議するとともに、4回にわたって現地調査を行った。その結果、審査会は、同年2月23日、「本件原子炉の設置変更に係る安全性は、十分確保し得るものと認める。」との報告書を決定し、原子力委員会委員長に対しその旨報告した。

5 同委員会は、右報告を踏まえた上、本件原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないかなど本件許可申請が原子炉等規制法24条1項各号に掲げる基準に適合しているか否かについて検討し、同年3月25日、被告に対し、本件許可申請が右基準に適合しているものと認める旨答申した。

6 被告は、右答申を十分尊重し、かつ同法71条1項に基づき通商産業大臣の同意を得た上で、同月30日、同法26条1項に基づき、四国電力に対し、本件許可処分をした。

(以下次号に掲載)

(2頁から続く)

答弁書は、原告ら住民が、安全審査のずさんさと住民に不安を与えていることの証拠として具体的にあげた事実については、ほとんどそのまま認めざるを得なかった。その中には、1号炉の法廷で、「炉心は溶けているのかいないのか」と、さんざんやりこめられたことにこりて、2号炉の安全審査報告書では、炉心の状態について全く記載しないで頬かむりしている破廉恥行為も含まれている。

しかし、柏木判決でさえ、ECCSの有効性は、「実物はもちろん、どんな小さな模型でも」実験で確かめられていないと認めた事

実を、「実際の原子炉で事故状態を起こさせた実験では」と、巧みにすりかえている。

そして、具体的な事実に基いた原告らの追及に対して、「争う」と答えておきながら、その主張は、例によって、安全審査報告書のおうむ返しにすぎないのである。(Q)

会計報告(78.8/10~9/17)

収入

会費	60,000
ニュース購読料	14,450
カンパ	203,500
資料売上金	16,500
計	294,450

支出

ニュース代金	13,000
郵送料	7,580
為替手数料	1,635
資料費	3,580
コピー代	2,550
計	28,345

差引

266,105

(借入金返済に充当)

借入金合計

806,694

原水爆禁止日本国民会議では、ことしも、8月の世界大会を機に、反原発訴訟支援のカンパ活動に取り組まれたとのこと。そして集ったカンパの中から、伊方行政訴訟のためにと、20万円が当会に送られてきました。昨年に続く原水爆禁止運動参加の皆さん方のご好意に答えるべく、一そう頑張りたいと考えています。カンパは一応借入金返済にあてましたが、現在進行中の1号炉上告審のための控訴理由書作成作業の基金として役立てるよう何とかやりくりするつもりです(事務局)